

【研究ノート】

2014年会社法改正の概要

大橋 昭一

はじめに

2005（平成17）年に成立し、翌2006年に施行された現行会社法は、それまでいろいろな形で、いわば散在していた会社に関する法規を1つの法律にまとめた点で画期的なものであったが、施行後実際に運用されてみると、条文の規定に曖昧な所や足りない所があることなどがわかり、訂正もしくは補足的規定が必要ということが指摘されてきた。そうした事情をふまえ、「会社法の一部を改正する法律案」が2014年6月に成立、公布された（施行は2015年になる予定。本稿では「2014年改正会社法」という）。

本稿は、とりわけ経営学・商学の学徒の方々を念頭において、この改正案のうち主要点についてのみ概要を明らかにし、大方の参考に供するものであるが、さしあたり、今回の改正の基本的特徴点は、結論を先にして述べると、次の2点にあるとみられる。第1に、2005年会社法の成立・施行以後において指摘されてきた規定上の不備を補足・補完している点である。第2に、会社運営方式の一部について名称変更をしたり、新しい方式を新設・追加している点である。これに対して特徴的なことは、これまでの2005年会社法で定められている方式・機関・制度などで全く廃止になったものはほとんどないことである。

つまり、一言でいえば、今回の2014年会社法改正は、これまでの2005年会社法に対する補足的追加的規定を行ったもので、これまでのいわば「会社法枠組み」といっていいものには基本的な変更がなく、それを前提に規定の精密化や補足・追加が行われたと考えられるものである。そこで以下ではまず、トップマネジメント方式の名称変更もしくは新設についての説明から始めたい。

なお、今回の会社法改正についてはすでにいくつかの論稿があるが、それを含めた参考文献は末尾に一括して掲げ、典拠箇所はその文献記号により文中で示した。また、本文中に示した条文数は、特に断わりがない限り、今回の会社法改正を組み込んだ、改正後のいわゆる新会社法（2014年改正会社法）の条文数である。改正前の会社法の全容、すなわち上記で「会社法枠組み」と書いたものの簡単な全容は、別拙稿（参考文献⑨）を見られたい。

このことに関連し、こうした会社法のいわば前提になっている次の点を念のため述べておきたい。それは「企業」と「会社」とは概念上別のものであり、区別して理解しておく必要があることである。経済活動を生産・流通・消費の過程に大別した場合、企業は主として生産と流通を担当する経済単位であり、それと対(ツイ)をなすものは、主たる経済活動が消費にある家庭(もしくは「家計+政府」)である。

企業には「会社であるもの」と「会社でないもの」がある。後者の「会社でないもの」には、例えば協同組合、匿名組合、個人企業などがある。これに対し「会社であるもの」は、要するに、正式の企業名にとにかく会社という言葉がつくもので、現在の日本では次の6種がある(6種しかない)。すなわち、どの業種でも可能な会社法で規定されている**株式会社**、**合名会社**、**合資会社**、**共同会社**と、保険業法に基づく**相互会社**と、会社法のもとで特例的に認められている**有限会社**(これについては後述)である。

会社は、企業のうちでも、とにかく法人であって(会社法3条)、該当する法律の規定に基づき設立され、所要の登記手続きをしたものである。同じ法人でも、例えば、協同組合は一般消費者相手に広く営利事業をするものではないと想定されており、会社とは税法上の扱いも区別される。現在の会社法では「会社は法人である」としか規定されていないが、少なくともこれら会社法上の会社は、本来は旧民法35条で規定されていた「営利を目的とする社団」、すなわち「営利社団法人」たるものである。

I. トップマネジメント方式の追加

(1) 委員会設置会社から指名委員会等設置会社への名称変更

今回の会社法改正でまず注目されることは、新しいトップマネジメント方式の新設が行われていることであるが、それを紹介する前に、この点についての経緯から説明しておきたい。周知のように、2005年会社法で、内容的に何よりも注目されることは、有限会社が廃止され、それが株式会社に統合されたことである。

ただし、2005年会社法の施行時にあった有限会社は、当該社の希望により(特例)有限会社としてそのまま存続することができた。つまり、有限会社は新しく設立することはできなくなったが、2005年会社法施行時に有限会社であったものは、特例としてその後も(現在も)有限会社として存続できるものとなっている。

しかし法制上では、有限会社はなくなり、株式会社に一本化されたものとなったから、それを前提とした2005年会社法では、「大企業向けとして想定されていた株式会社を前提とした諸規定」と、「中小企業向けとして想定されていた有限会社を前提とした諸規定」とが並存するものとなり、例えば会社のトップマネジメント機関のあり方、すなわちそれぞれの株式会社に必要とされる最高経営機関において多くのパターンがあるもの、というよりはそうしたことが

必要というものとなり、同じ株式会社の中でも会社の規模や公開性により、（2005年会社法成立・施行時には）別表のように9パターンもあるという、実に多様で複雑なものとなった。

別表：2005年会社法成立時における株式会社トップマネジメント方式の9パターン

パターン	適用可能会社
取締役	中小非公開
取締役+監査役	中小非公開
取締役+監査役+会計監査人	中小非公開 大非公開
取締役会+会計参与	中小非公開
取締役会+監査役	中小非公開・中小公開
取締役会+監査役+会計監査人	中小非公開・中小公開・大非公開
取締役会+監査役会	中小非公開・中小公開
取締役会+監査役会+会計監査人	中小非公開・中小公開・大非公開・大公開
取締役会+三委員会+会計監査人	中小非公開・中小公開・大非公開・大公開

注1：中小非公開は「中小会社で非公開会社」、中小公開は「中小会社で公開会社」、大非公開は「大会社で非公開会社」、大公開は「大会社で公開会社」。

- 2：公開会社は発行株式の中に一部にしる他人への譲渡について会社の承認を必要としない譲渡自由な株式がある会社。非公開会社はすべての株式が他人への譲渡について会社の承認を必要とする会社。
- 3：大会社は資本金が5億円以上か負債総額が200億円以上の会社、中小会社はそれ以外の会社。
- 4：三委員会は委員会設置会社（当時の名称）における、指名・監査・報酬の3委員会をいう。
- 5：株主総会はどの場合も必須。会計参与はどの場合でも任意に設置可能。
- 6：取締役・監査役・会計参与・会計監査人はそれぞれ1名でも可。
- 7：取締役会・監査役会の場合はそれが3名以上。監査役会はうち半数以上が社外監査役。
- 8：今日の通常の大会社では「取締役会+監査役会+会計監査人」のタイプが多い。

これらのうちで「委員会設置会社」は、2005年会社法制定に際してできたもので、巨大企業の新しいトップマネジメント方式として注目されたものであるが、今回の会社法改正で「指名委員会等設置会社」と改名された。これは、直接的には、今回の会社法改正で、この方式以外に新たに「監査等委員会設置会社」（詳しくは後述）が新設されたため、この新方式の名称との兼ね合いからも改名が必要となったもので、実態はこれまでと基本的には変わらない。単に名称が変わっただけのものであるが、ここでは新設の「監査等委員会設置会社」との違いを示すために、まずこの方式について簡単に説明しておきたい。

「指名委員会等設置会社」では（400条以下）、まず株主総会で3名以上の取締役が選出され、取締役会ができる（取締役会設置会社）。取締役会は経営の基本方針等を定めるが、その執行は執行役（会社役員：法制上「執行役員」とは異なるもの）に一任し、その監督を行う。執行役の任免や職務分掌等の決定はすべて取締役会が行う。執行役は取締役が兼任できるが、公開会社（上記別表の注2参照）では、取締役も執行役も株主に限定できない（331条2項、402条5項。この取締役の限定条件は「監査等委員会設置会社」でも同様）。

一方、取締役レベルでは次の3委員会がそれぞれ3名以上の取締役でできる。委員の選任・解任は取締役会でなされる。ただし各委員会とも社外取締役（詳しくは後述）が半数以上必要で

あるが、3委員会とも委員(取締役)は相互に兼任可能であるため、取締役は全部で最低3名あればいいことになる。3委員会は、①取締役・会計参与(存在する場合。本項では以下同様)の候補者を決め、株主総会に提案する**指名委員会**、②監査役の役割をする**監査委員会**、③取締役・執行役・会計参与の報酬を決める**報酬委員会**。ちなみに、「指名委員会等設置会社」は2014年7月現在90社ほどある(参考文献Nによる)。

(2) 監査等委員会設置会社の新設

今回の会社法改正で新設された「監査等委員会設置会社」は、取締役の中で、「**監査等(委員会)委員である取締役**」と「**それ以外の取締役**」との2種に分けられ、両者は株主総会でも別々に選出されることが何よりも特色である(329条以下)。前者は正式には「監査等委員」といわれるが、3名以上で、うち過半数は社外取締役であることを必要とする(331条6項)。

他方、取締役全員により取締役会が作られ、代表取締役(いわゆる社長など)の選出をはじめ、いわゆる取締役業務を自ら執行する。すなわち執行役はいない。代表取締役は必要で、必ず「監査等委員以外の取締役」から選ばれることになっている。監査等委員会は、代表取締役はじめ業務担当取締役(両者併せて会社法上正式には「業務執行取締役」という)の業務執行を監査する。これは、監査等委員会が選出した単独の監査等委員でもできる場合がある。故にこの方式では監査役はない。これは、さしあたり、「一部の取締役に監査役の役割を兼任させたもの」といえる。

しかし、「監査等委員である取締役」と「それ以外の取締役」とは、まず、任期が異なる。後者の「監査等委員以外である取締役」の任期は原則1年で、しかも株主総会の決議等により短縮することができるが、前者の「監査等委員である取締役」は任期が2年で、かつ株主総会の決議等によっても短縮できない(332条3項、4項)。さらに報酬も異なることが原則である。そのうえに、「監査等委員である取締役」は、その報酬について、株主総会の決議などがない場合には、「監査等委員である取締役」自らの協議でそれを決めることができる(361条2項、3項)。これに対して「監査等委員以外である取締役」の場合には、その報酬について監査等委員会は株主総会で意見を述べるができることになっている(361条5項、6項)。「監査等委員である取締役」はワンランク上の取締役といわなくてはならない。

監査等委員会の運営は、実に弾力的にできるものとなっている。これは、取締役会などや、「指名委員会等設置会社」の指名・監査・報酬の3委員会でも基本的には同様で(366~368条、410~411条)、監査等委員会はそれに準じたものである。監査等委員会の場合でみると(「399条の8」以下)、まず、委員会の招集は各委員すべてができる。招集にあたっては、原則として、開催通知を1週間以前に出さなくてはならないが、これはあくまでも原則で、1週間以前という期限は定款でこれを下回る期間に定めることができるばかりか、監査等委員会は委員全体の同意があれば、上記の招集手続きなしでも開催できる。

Ⅱ. 役員，特に社外役員について

（1）役員の範囲について

この事柄では、まず、株式会社の役員とはどのようなものをいうかが問題となる。ところが、結論を先にしていると、この点がもともと2005年会社法で必ずしも一義的なものではなかった。

株式会社の役員について、2005年会社法では、第2編「株式会社」第4章「機関」の第3節において「役員及び会計監査人の選任及び解任」という表題のもとに、329条において「役員とは取締役、会計参与及び監査役をいう」という規定をしているが（2014年改正会社法も同様で不変。条文数も不変）、しかしこれは、同条において続いて明記されているように、同節（329～347条）と371条4項および394条3項にのみ妥当するもので、端的に言えば株主総会で選任される役員のみをさすものである。執行役は同章第10節「委員会及び執行役」に規定があり（2014年改正会社法では同じく第10節ではあるが、表題は「指名委員会等及び執行役」と変更になっている。条文は2005年会社法同様400～422条）、上記の329条の規定外ではあるが、役員であり、取締役会で選任される役員と解される。

この一方、2005年会社法では423条1項において（2014年改正会社法も同様個所で規定不変）、「この節では取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人を一括して『役員等』とよぶ」としている。この場合「等」にあたる役員以外のものは誰を指すかが明白ではないが、会計監査人のみをさすものと理解される。ちなみに、執行役が法令上登場したのは2002年の改正商法特例法においてであったが、商法・会社法以外で法人ないし会社の役員を「役員」という用語のもとに規定しているものには、現時点でも、例えば金融商品取引法（旧証券取引法）21条1項1号、独占禁止法2条3項、法人税法2条15号、法人の役員処罰に関する法律（全文1条のみ）等があり、2002年以降のそれぞれの条文では執行役は取締役とならんで法人または会社の役員と明記されている。ちなみに、このうち会計参与については、独占禁止法では役員に列記されていない。法のいかん、つまり事柄のいかんにより役員の範囲も変わる一例である。

（2）社外役員に関する規定の補足

本稿既述の所からもわかるように、すでに2005年会社法では、会社の公共性配慮のために、「社外の取締役・監査役等（社外役員）」のウエートが高いものとなっている。ところが、「社外の取締役・監査役等」とはどのようなものをいうかの規定は、2005年会社法では比較的大雑把で、要するに「過去もしくは現在にその会社もしくは子会社において役員や従業員でなかった者」としか定められていなかったが、この場合例えば過去においてそうであった者でも、退職後相当年月を経ている者は、これを「社外の者」として扱っていいのではないかという声などがあり、退職後の期間を定め、それ以前に退職したものは「社外の者」として扱うなど規定が綿密なものとなった。

すなわち、2014年改正会社法によると、「社外取締役」(2条15号)と「社外監査役」(2条16号)とでは、細かくみると規定に異なるところがあるが、共通していることは、少なくとも次の諸点のすべてを充たしていることを「社外性」の要件としていることである。ただし以下①～④で「親会社等」という場合には、通常の意味での親会社以外に、「当該株式会社の経営を支配している者(法人を除く)として法務省令で定められている者」も含まれることに注意されたい(「2条4号の2」)。また、以下①～④の本稿記述では、役員等は会社法上の厳密なものではないことをお断わりしておく。

- ①過去においてその会社または子会社において役員などの要職にあった者の場合には、退職後10年以上を経過した者であること。ただし、「社外監査役」の場合には、過去10年以内において役員等要職になかった者だけでなく、従業員でなかった者であること。
- ②現に当該会社自体および(自然人としての親会社を含めた)親会社等の役員等や従業員ではない者。「社外取締役」では上記には当該会社の子会社も含む。
- ③当該会社の親会社等に属す(別の)子会社等の業務執行取締役等ではない者。
- ④当該会社(自然人である親会社を含む)の役員や重要な従業員の配偶者または二親等内の親族ではない者。

「社外取締役」の設置は、既述のように、「指名委員会等設置会社」や「監査等委員会設置会社」では必須のものであるが、それ以外の会社では、今回の改正でも必須要件とはならなかった。しかし、少なくとも公開会社では、会社の社会的存在性からも、「社外取締役」の設置を義務づけるべきではないかという意見があったが(参考文献Wによる)、今回の改正では義務づけは見送られた。

その代わり、『「公開会社かつ大会社であり、監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第1項の規定により、その発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社」(端的には監査役会のある株式上場会社等)にあつては、事業年度の末日において社外取締役をまだ置いていない場合、その年度の定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない」こととなった(「327条の2」：カッコ内は大橋のもの)。

これは「置くことが相当でない理由」であるから、単に適当な人材がみつからなかったというようなことでは説明にならない。もっと積極的な説明が必要になる。この点からみて看過できないことは、今回の改正ではいわば経過措置として、次の2点が規定されていることである。

第1点は、改正前の旧規定により社外取締役・社外監査役を決め、それを置いている会社では、今回の改正施行後の最初の定時株主総会終了時までは、社外取締役・社外監査役の資格は旧来のままでいいとされていることである(会社法改正案付則4条)。第2点は、今回の改正法施行後2年の後に、その時の社外取締役の選任状況、社会経済情勢の変化、そして企業統治にかかわる制度のあり方等について検討したうえで、必要があると認められた時には「社外取締役を置く

ことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」旨を規定していることである（会社法改正案付則25条）。

社外取締役をはじめ社外役員の設置は、まさに時代の要請である。

（3）会計監査人の選出方法の変更

2005年会社法の枠組みのもとでは、監査役（準じるもの含む。以下本項では同様）のある大会社では会計監査人が置かれ、両者協同して業務監査・会計監査を行うというのが原則となっている。会計監査人は公認会計士（または監査法人）であることが必要で、会社役員ではないが株主総会で選出される。この株主総会における選出にあたっては、監査役の同意のもとに行うという条件付きではあったが、会計監査人選出・解任の動議そのものの決定権は取締役にあった。

そのため、この方式では会計監査のあり方が、経営側すなわち取締役の都合のいいものとなるのではないかという意見が強くあった。今回の改正ではこの点を改め、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任についての議案の内容は、監査役において決定することになった（344条）。これは「監査等委員会設置会社」では監査等委員会で作される（「399条の2」）。

Ⅲ. 株主関係規定の諸改正

（1）第三者割当新株発行における特則

新株の発行、すなわち増資を行うと、その方法のいかんによっては株主の間の関係に大きな変化をもたらすことがある。特に新株の発行が巨額で、かつ、そのすべてが特定の者（第三者）の所有となる第三者割当方式では、その可能性が大である。そこで今回の改正ではこの点に配慮して、次のような特則が設けられた（「206条の2」）。

すなわち、公開会社ではあるが、既述の有価証券報告書を提出していない会社、端的には非上場会社のような場合、新株発行が増資後株式総数の2分の1以上の時には、（既存）株主に対して、新株代金払込期日の2週間前までに、新株を割り当てられる者の氏名・住所・割当株数等を通知するか、公告することが必要になった。この場合、もし議決権の10分の1以上を持つ株主から反対の通知があった場合には、新株払込期日の前日までに株主総会を開いて、その承認を受けなければならない。ただし、当該会社の財務状況が著しく悪化している場合や、会社の事業継続のために緊急に必要な場合は、株主総会の承認という手続きは不要である。

このような場合、新株を割り当てられた第三者が、出資の履行を仮装することがないではないが、そうした場合は、いうまでもなく、全額払い込みがなされるまで、株主の権利を行使できないことも規定された。なお、以上のことは新株予約権の場合にも同様に適用される（209条2項、「213条の2」、「213条の3」、282条：“仮装”は会社法上の用語）。

(2) 株主による責任追及の訴えの拡大

これは、これまで“株主代表訴訟制度”(2005年会社法では“(株主による)責任追及の訴え”)といわれてきたものを、さらに拡大・補足し、新しい形のを付け加え、いわば増設を図ったものである。まず、2005年会社法で定めている、いわば本来の「株主代表訴訟制度」もしくは「(株主による)責任追及の訴え」とは、概ね次のようなことをいうものである。

すなわちこれは、例えば会社役員が当該会社に損害を与え、その賠償責任を果たしていない場合に、当該会社の株主が会社に代わって責任を追及するもので、6か月以前から株主であった者(非公開会社ではこの条件はなく、株主なら誰でも可)は、まず責任追及の訴えをおこすよう会社に請求できる。会社が60日以内に訴訟をおこさない場合には、その株主は会社に代わって自ら訴訟をおこすことができる制度である。これは、今回の改正で、正式に「株主による責任追及等の訴え」という名称になった(847条)。

今回の改正ではこれに付け加えて、まず、**当該会社の株主ではなくなった者**(旧株主)でも、次のような場合には同様な訴えをなすうることになった(「847条の2」)。その場合とは、①当該会社の株式交換または株式移転により、その完全親会社の株式を取得し、引き続き保有する場合、または②当該会社が吸収合併されたために消滅したが、吸収合併後存続している完全親会社の株式を取得したり、引き続き保有する場合である。これらの場合、最初の完全親会社が株式交換または株式移転によりさらに別の新しい完全親会社になった場合でも、この新しい完全親会社の株式を取得し、引き続き保有する場合には、同様の訴えをすることができる。これは「旧株主による責任追及等の訴え」といわれる。

さらに親会社の株主については「**多重代表訴訟制度**」といわれる「**最終完全親会社等の株主による(子会社に対する)特定責任追及の訴え**」(該当条文「847条の3」の見出し:カッコ内は筆者挿入)が新設された。これは親会社の株主で、その総株主の議決権の1%または発行済み株式の1%以上を有する株主(公開会社では6か月以前からそうである者)には、次のようなことがある場合において、子会社に対して上記の「株主による責任追及等の訴え」と同様な訴え請求権があり、それがなされない場合には自ら会社に代わって訴訟提起をする権利があることをいう。

すなわちこの「特定責任の追及」は次の場合に行うことができる。それは「当該株式会社の発起人等の責任となった事実が生じた日において、最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が、当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令に定める方法による算定額の、5分の1(定款でそれを下回る割合を決めた場合はその割合)を超える場合」である(「847条の3」の4項条文をそのまま引用)。

さらに、この「特定責任追及の訴え」等は次の場合には提起できない。①こうした訴えが特定の者の不正の利益の追求を図ったり、当該会社に損害を与えようとする場合(この点は以上3種の「訴え」に共通して妥当する)、②「特定責任追及の訴え」では、この責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じてはいない場合(「847条の3」の1項2号)。

（3）特別支配株主による株式等の売渡請求

ここでまず**特別支配株主**とは、当該株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接保有している者か、もしくは、その者が出資金の全部を持つ会社や法人においてそうした状態にあるもの、つまり間接的に10分の9以上の議決権を保有する者をいう。この制度（179条～「179条の10」）は、こうした特別支配株主では、「当該株式会社の株主全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求できること」をいうものである。これは売渡請求株式の発行会社（会社法では「対象会社」という）の新株予約権（保有者）にも適用されるが、特別支配株主完全子法人についてはこれを除外できる。

この場合、特別支配株主は売渡請求を行う旨およびその方法（金銭でも可）等を対象会社に通知し、承認を受けなければならない。対象会社が取締役会設置会社である場合には、その承認の可否は取締役会の決議によって行われる。承認された場合、対象会社はその旨などを、売渡実行日の20日以前までに、売渡対象株主に通知したり、必要に応じて公告しなければならないが、それらの費用は特別支配株主の負担である。

ただし、特別支配株主は、対象会社の承認を得た場合でも、売渡実行日の前日までに対象会社の承認があれば、売渡請求の撤回をすることができる。その一方、売渡株主では、売渡請求が法令違反であったり、売渡株主に不利益をもたらす恐れのある場合などは、特別支配株主に対し売渡請求を取りやめるよう請求できる。売渡価格に不服のある場合は売渡実行日の20日前から実行日前日までの間において、裁判所に売渡価格の決定について申し立てをすることができる。

（4）新設合併に対する株主の取り止め請求

会社の吸収合併等の場合における株主の権利については、2005年会社法において、すでに若干の規定がなされていた。吸収合併の場合については、合併により消滅する会社の株主は、「消滅株式会社等に対して、吸収合併をやめるよう請求する」ことができることになっており（784条2項）、かつ、存続会社の株主についても（他会社の）吸収により不利益を被る恐れがある場合には「存続会社等に対し吸収合併を止めるよう請求する」ことができるものとなっていた（796条2項）。

この吸収合併の際における株主の中止請求の権利は、今回の改正においてもそのまま引き継がれ、前者の消滅会社株主の場合は、今回の改正会社法では「784条の2」において、後者の存続会社株主の場合は、同改正会社法「796条の2」においてそれぞれ規定されているが、今回の改正では新しく**新設合併の場合における消滅会社株主の同様な差し止め請求権**が明記された（「805条の2」）。

それによると、消滅会社株主は新設合併により不利益を受ける恐れがあるときには、消滅会社等に対し当該新設合併を止めるよう請求することができることになった。ちなみに、会社法

でいう新設合併とは、2つ以上の会社ができる合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立される会社が継承するものである。吸収合併とは、ある会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部が、合併後の存続する会社に継承されるものである(2条)。

おわりに

本稿で取り上げたのは、冒頭でお断りしているように、2014年会社法改正のうちでも、ごく主要な点に限定したものであるが、ここからも、冒頭で指摘しているところの、会社法のもついわば二面性が、さらに一層展開されていることを看取できる。例えば「特別支配株主による株式等の売渡請求制度」の新設などは、中小企業あるいは個人企業的な会社を前提とし、企業力・会社力の強化に志向したものであるが、反対に「監査等委員会設置会社」の新設は、ドイツの株式会社における「監査役会・取締役」の二重階層性を彷彿させるもので、大企業における経営・管理の機動性、ガバナンスの正当性の確保・充実に志向したものと解される。

「監査等委員会設置会社」の新設は、2005年会社法発足時に「指名委員会等設置会社」(当時の名称は「委員会設置会社」)において制度的に始まった社外役員のウエート向上をさらに進めたものである。これらの方式をとらない大会社、特に上場会社においては、いずれ社外取締役の設置が必須となる時代傾向にある。こうしたことを考えると、今回の会社法改正においても、一方では、大会社における社会性強化の趨勢を見て取れると同時に、他方では、中小企業等における資本力を含めた企業力の一段の向上が必須となっている状況を感じることができる。まさに会社法は今日におけるこうした二重の社会的要請に応えなくてはならないものとなっていることを改めて痛感する。

【参考文献】

- K：経済産業省 (2014)『社外役員等に関するガイドライン』インターネットアクセス2014年7月30日
N：日本監査役協会 (2014)「委員会設置会社リスト」インターネットアクセス2014年8月10日
T：高木弘明 (2014)「会社法改正法案の概要」『情報センセー』2014年6月号
Y：横山淳 (2014)「監査等委員会設置会社」『大和総研グループ・コラム』インターネットアクセス2014年7月9日
W：和久友子／増田靖史 (2014)「会社法の一部を改正する法律等の成立」『KPMG Insight』Vol.7, July
Ω：大橋昭一 (2005)「会社法の概要」『関西大学・商学論集』50巻5号103-116頁